

「健康事業所宣言」を始めませんか エントリーブック

健康経営[®]で
経営力アップ

事業主



明るい職場で
健康で元気に
働きたい

従業員

健康経営[®]とは

少子高齢化が進む中、社員の健康を重要な経営資源と捉え、社員の健康増進を積極的に図ることで、組織の健康と生産性を維持していくスタイルのことです。

※「健康経営[®]」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営[®]に期待される効果

生産性の向上

- ・モチベーションの向上
- ・欠勤率の低下
- ・業務効率の向上

リスク マネジメント

- ・事故、労災発生の
予防

負担軽減

- ・休業による労働損失抑制
- ・長期的には健康保険料
負担の抑制

企業の イメージアップ

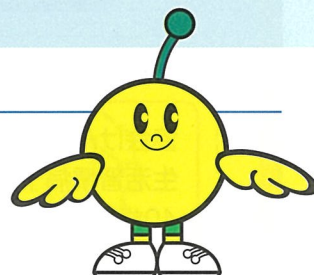
- ・求人へのアピール
- ・健康経営優良法人
- ・ふくしま健康経営
優良事業所

大切な社員が健康であり続けるために、
「健康事業所宣言」し、健康経営[®]に取り組みましょう



協会けんぽ福島支部
公式キャラクター ケンタくん

健康事業所宣言は、
協会けんぽと福島県との共催事業です。



キビタン©福島県

後援：福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島労働局、連合福島、
福島県経営者協会連合会、福島県中小企業家同友会、福島県法人会連合会（順不同）



全国健康保険協会 福島支部

協会けんぽ

問い合わせ：企画総務グループ Tel.024-523-3916

健康事業所宣言では4つの健康づくりメニューに取り組みます

事業主が
宣言します!



健康経営に
取り組みます!

共通取組
(必須)

① 健康診断の受診

② 特定保健指導の利用

③ 再検査・治療の推奨

選択取組

④ わが社の健康プラン

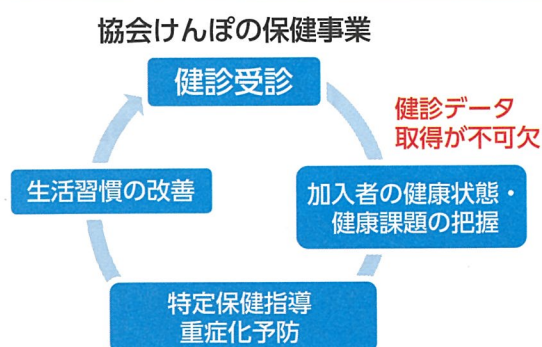
共通取組 ① 健康診断の受診

法令に基づき、従業員に健康診断を受診させる

事業所の規模に関わらず、従業員の健康診断を実施することは、労働安全衛生法に定められた事業主の義務です。また、「社員の健康を重要な経営資源」と捉える健康経営では、従業員に健康診断を受けさせることは、基本的な取り組みです。

健康診断受診率※：目標80%以上

40歳以上の従業員の健診結果を協会けんぽへ提供してください。



協会けんぽでは生活習慣の改善が必要な方への特定保健指導や重症化予防などの事業を行っていますが、これには健診データの取得が不可欠です。

協会けんぽに健診データを提供いただくことが、従業員の健康づくりにつながっていきます。

【※協会けんぽが把握する健康診断受診率について】

協会けんぽが実施している生活習慣病予防健診を受けた40歳以上の方の割合

+

事業者健診を受診し、協会けんぽへ健診データを提出した40歳以上の方の割合



←データ
提供方法

※保険者への健診データ提供は法令で定められています。



「健康経営優良法人」や「ふくしま健康経営優良事業所」などの認定制度においても、保険者へ健診データを提供することの重要性を認識することが、必須要件となっています。

共通取組 ② 特定保健指導の利用

生活習慣の改善が必要と判定された従業員には「特定保健指導」を受けさせる

従業員に生活習慣の改善が必要と判定された方がいる場合、特定保健指導を受けさせることも大切な健康づくりの一つです。

特定保健指導では、メタボリックシンドロームのリスクに応じて生活習慣を改善するための支援を行います。

特定保健指導実施率 目標50%以上

《対象となる方》

- 40歳以上の被保険者で、健診結果から生活習慣病になるリスクが高いとされる方
※すでに高血圧、糖尿病、脂質異常症の薬剤を内服している方は除きます。

《利用方法》

協会けんぽから対象者の事業所へ案内します

協会けんぽの保健師等が事業所訪問し面談します

※一部の健診機関では、健診日当日に保健指導を行っています。



- 事業所に特定保健指導の案内が届いた際は、対象者と面談ができるようお声かけください。
- 対象者の業務調整や面談場所の確保をお願いします。
- 案内された日時の都合がつかない場合、日程の変更やオンライン面談も可能です。

共通取組 ③ 再検査・治療の推奨

健康診断の結果、「要精密検査」「要治療」の判定があった従業員に医療機関の受診を勧奨する

「要精密検査」「要治療」と判定された従業員へ受診の声かけや、従業員が受診しやすい環境づくりも、大切な健康づくりの一つです。

健診結果が届いたら…

健診結果を従業員へ通知のうえ、内容を確認するようお伝えください。

「要精密検査」「要治療」の判定があった方には、必ず受診するよう声かけをしてください。



選択取組 ④ わが社の健康プラン

共通取組①～③に加え、事業所ごとの健康課題や興味があることに合わせて、「わが社の健康プラン」に取り組みます。

貴社独自の取組を
決めましょう

福島県民は様々な 健康リスクを抱えている？

	男性 ワースト	女性 ワースト
急性心筋梗塞による死亡率(H27)	1位	1位
糖尿病による死亡率(H27)	11位	9位
食塩摂取量(H28)	2位	2位
喫煙者の割合(R1)	5位	3位
メタボリックリスク保有者の割合(R3・協会けんぽ福島支部加入者)	5位	6位

・平成27年度都道府県別年齢調整死亡率(厚生労働省)・平成28年国民健康・栄養調査(厚生労働省)・令和元年国民生活基礎調査(厚生労働省)
・特定健診・特定保健指導データ分析報告書2021年度(協会けんぽ)

例えば、こんな取り組みはいかがでしょうか？

具体的な取り組みは、保健師と面談後に決定のうえ、協会けんぽにご報告ください。(P4 STEP4参照)

食生活・アルコール対策

- ・自動販売機の商品を無糖や低カロリーのものに切り替える。
- ・事業所で休肝日を設定する。
- ・社内に体重計や血圧計を設置し、定期的に測定できる環境をつくる。



禁煙対策

- ・社用車を禁煙にする。
- ・社内で勤務時間中の喫煙ルールを決める。
- ・禁煙外来費用を補助する。

運動の推進

- ・事業所内・営業先での階段利用を推奨する。
- ・事業所内でストレッチの時間を設ける。

メンタルヘルス対策

- ・ノー残業デーを設定し、時間外勤務の抑制に取り組む。
- ・従業員と定期的な面談を行う。

健康事業所宣言エントリー完了までの流れ

STEP 1

エントリーシートの提出

健康事業所宣言の登録について、社内で相談し、事業主名で申込みをします。
本冊子のP5.6（エントリーシート）を、協会けんぽへ郵送またはFAXでお送りください。

STEP 2

日程調整

協会けんぽの保健師が取組内容策定のサポートのため、事業所を訪問します。
訪問日時調整のため、エントリーシート受付後2～3週間を目安に協会けんぽから電話連絡いたします。

保健師訪問前に、協会けんぽから取組内容策定の参考となる資料を送付します。

STEP 3

保健師との面談

今後の健康づくりをどのように進めていくか保健師がアドバイスいたします。（30分～1時間程度）

STEP 4

取組内容・目標数値の相談・決定

保健師との面談を参考に、社内で相談し、「わが社の健康プラン（取組内容・目標）」を決めましょう。

費用をかけることができるか、就業時間中に健康づくりに関する時間を割くことができるか等、取組によっては事業主の積極的な理解・関与が不可欠です。

健康づくりをスムーズに従業員に浸透させるためには、「トップダウン」で進めることが効果的です。

STEP 5

「わが社の健康プラン」の提出

決定した取組内容・目標を協会けんぽに報告します。

エントリー完了

協会けんぽで「わが社の健康プラン」受付後、「宣言書」をお送りします。健康づくりのスタートです！



仮エントリー

※健康事業所宣言の特典（サポート）は最終ページをご覧ください。

エントリーシート

当社は、社員が心身ともに元気に働ける会社を目指して、①～④に取り組めます。

- ①健康診断の受診
- ②特定保健指導の利用
- ③再検査・治療の推奨
- ④わが社の健康プラン

西暦 年 月 日

事業所住所 〒

事業所名

事業主氏名 (役職)

(氏名)

電話番号

FAX 番号

わが社の健康プラン (現時点で興味のあるプランに○をつけてください)

高血圧対策 ・ 禁煙対策 ・ 運動の推進 ・ メンタルヘルス対策

※具体的な取組は、協会けんぽ福島支部の保健師との面談後に決定していただきます

協会けんぽ福島支部との窓口になっていただける方 (事業主様または労務管理者様)

※健康事業所宣言のご担当者様を、健康保険委員 (健康保険サポーター) として登録させていただきます。定期的に健康保険に関する情報提供をお送りしますので、社内で情報共有をお願いします。

ご担当者様	事業所記号・番号 (ご自身の保険証をご確認ください。)	記号	番号
	所属・役職名		
	担当者名		
	電話番号		
	住所 (上記住所と異なる場合)	〒	
	メールアドレス (メルマガ受信可能な場合)		



エントリーシートご提出後、今後の流れを説明させていただくため、ご担当者様宛にご連絡させていただきます。予めご了承ください。

郵送またはFAX(024-523-3841)でお送りください。

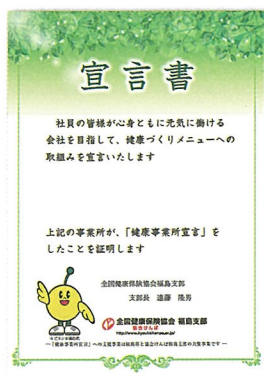
これは、従業員の皆さまの健康増進を図る一環として貴社の職場の様子を伺うものです。

1. 事業所宣言にエントリーした理由は何ですか ()
2. 貴社の主な事業内容は何ですか 例：～の部品を作っている（具体的に） ()
3. 会社の状況についてお知らせください（およそでも結構です） ア. 支店・営業所の有無：（ あり ・ なし ） イ. 社 員 数：（ 人） 内訳：男性（ 人）女性（ 人） ウ. 平均年齢：（ 歳） エ. 勤務時間：（1日 時間・休憩 分） オ. 休 日：（ 日／月） カ. 残業：あり（週・月 日） ・ ほとんどなし キ. 勤務体制（複数回答可）：日勤・交替勤務（ 交替）・夜勤
4. 健診について伺います ア. 従業員の方は全員何かしらの健診を受けていますか（ はい ・ いいえ ） イ. 健診の種類は何ですか（複数回答可） 生活習慣病健診 ・ 事業所健診 ・ その他（ ） ウ. 健診時期：（ 月頃） 健診機関（ ）
5. 産業医はいますか（ いる ・ いない ） ア. どのような役割をしていますか ・ 健診結果を基に個別指導・希望者に健康相談・その他（ ） イ. 労働安全衛生委員会の設置： ある ・ なし
6. 健診の要治療や要精密検査の方に対して、会社として何か対応されていますか（複数回答可） ア. 医師に相談（ 産業医 ・ それ以外 ） イ. 受診しやすい体制をとっている（ 再検査費用助成 ・ 特別休暇 ・ 他 ） ウ. 受診勧奨（受診結果報告等 あり ・ なし ） エ. 個人にまかせている
7. 従業員の方々の健康状態で気になることはありますか（複数回答可） ・ 慢性疲労 ・ 腰痛 ・ 腹痛 ・ 目の疲労 ・ 肩こり ・ 肥満 ・ 不眠 ・ うつ傾向 ・ ストレス ・ 病氣休暇 ・ その他（ ）
8. 従業員の方々の健康づくりのために、職場として実施していることがありますか（複数回答可） ・ ラジオ体操 ・ 健康に関する行事（講演会） ・ 血圧計設置 ・ 体重計設置 ・ トレーニングジムの利用 ・ クラブ活動 ・ メンタル面の対策 ・ ストレスチェック ・ その他（ ）
9. 禁煙対策はいかがですか ア. 事業所の屋内： 禁煙 ・ 喫煙可（喫煙専用室 あり ・ なし ） イ. 事業所の屋外： 禁煙 ・ 喫煙可（喫煙所 あり ・ なし ） ウ. 社用車： 禁煙 ・ 喫煙可
10. 具体的な取り組みについて協会けんぽ保健師が訪問し、アドバイスをさせていただきます。 訪問が難しい日時等ありましたらご記入ください。※面談は原則必須となります。30分程度お時間をいただきます。 （例）週末は避けてほしい 午前中は避けてほしい 月末は避けてほしい など

健康事業所宣言の特典(サポート)について

1 宣言書の交付

エントリー完了後の
贈呈になります。



2 健康度レポートの提供

健診結果・医療費データ
を基に作成したレポート
を年に1度お送りします。

※協会けんぽで把握する健診
受診者が10名以上の場合
に限りです。



3 出前講座

講師が事業所を訪問し、
座学や運動実技を行います。
オンライン受講や
DVD受講も可能です。



↑ 出前講座に
ついて

4 健康づくり啓発資料の提供

他社の取組事例等を
掲載した
機関紙やポスターを
提供します。



5 求人票でのPR

ハローワークの求人票に
「健康事業所宣言」事業所
である旨の記載ができます。
求職者に健康づくりに積極
的な事業所であることをPR
できます。



会社の特徴
「健康事業所宣言」
企業

6 金融機関での金利優遇

提携金融機関において、事業所が事業資金を借入
する際、または社員が個人ローンを借入する際、
通常金利からの「金利優遇」が受けられます。

※提携金融機関:東邦銀行、福島銀行、大東銀行、
二本松信用金庫

認定制度について

●ふくしま健康経営優良事業所認定

従業員に対し、積極的な健康増進の取組を行っている事業所を福島県が認定
する制度です。

健康事業所宣言に登録されている事業所の中から、認定候補となる事業所を、
協会けんぽが福島県へ推薦します。



●健康経営優良法人(中小規模法人部門・大規模法人部門)

経済産業省により創設された特に優良な健康経営を実践する
法人を顕彰する制度です。

中小規模法人部門では、健康事業所宣言への登録が申請の要件になっています。

※上記認定を取得した事業所は「ふくしま産業育成資金融資制度」の利用において保証料率の優遇を受けることができます。

